

加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託 仕様書

1 業務名

加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託

2 目的

加美町（以下「本町」という。）が今後直面する加速度的に進む人口減少・超高齢化時代を見据えた持続可能なまちづくりを実現するため、平成29年3月に策定した「加美町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）（以下「総合管理計画」という。）」について、本町の公共施設等に係る基本情報を更新するとともに、財政と連動した優先順位づけの見直しや、コストの平準化・再編モデルの検討などを通じ、今後の公共施設等のあり方を明確にするため、総合管理計画を改訂することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

4 対象施設

本町が所有する公共建築物（246施設）及び道路、橋梁、上下水道、公園等のインフラ施設を対象とする。

5 業務内容

〔令和7年度〕

(1) 総合管理計画の進捗状況の検証、関連計画等の整理

総合管理計画策定時からの変化、進捗状況を検証するとともに、総合管理計画策定後に新たに策定された関連計画等について整理する。

(2) いろいろな観点からの実態・課題の把握

以下に掲げる項目について、現状と課題を整理する。

① 公共施設等を取り巻く現状と課題

人口、地域、財政状況等の時点更新や必要な情報の収集分析を行い、公共施設等を取り巻く現状と課題を明確化する。

② 公共施設等の老朽化状況の把握

本町が保有する公共施設等の情報や関係資料等により、対象施設の基礎情報や修繕・改修履歴、整備レベルと構造躯体及び躯体以外の劣化状況等の変化を把握し、施設面の実態・課題を明確化する。

必要に応じて、本町と協議の上、施設所管課への調査、ヒアリング、現地調査を行い整理する。

③ 公共施設等の現状経費の整理、維持管理・更新等に係る将来経費の見込み
現在要している維持管理経費を整理し、更新単価等の検討に基づき、修繕・改修・
建替え等に係る将来のコストシミュレーションを行う。

④ 公共施設の利用実態の把握
公共施設の配置状況、利用状況、運営状況、維持管理・運営コスト状況を整理す
る。学校や幼保施設については、児童生徒数、学級数の推移等を整理する。

(3) 実態・課題のまとめ、改善の方向性の検討

上記 (1)、(2) を基に、実態・課題を取りまとめ、改善の方向性を検討する。

(4) 会議等の運営支援

庁内会議等（2回程度）の運営支援として、会議内容検討、資料作成、議事録作成等
を行う。

(5) 打合せ協議

打合せ場所は加美町役場とし、令和7年度業務期間における初回、中間、業務完了時
の3回を原則とするが、業務遂行上必要に応じて実施する。

なお、打合せは対面打合せのほか、電話、メール、オンラインも可能とする。

[令和8年度]

(6) 公共施設等の管理に関する基本的な方針の策定

今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を検討する。あわせて、本町の過去の
普通建設事業費から財政制約ラインおよび公共施設数や延床面積等について、可能な限
り数値目標の検討を行う。

学校については、児童生徒数・学級数の将来推計より学校施設の改善の方向性を検討
し、学校も含めたこれからの望ましい公共施設のあり方などを見える化する。

(7) 施設類型別方針等の検討

現状分析の内容を踏まえ、本町の公共施設の施設類型ごとの取組の方向性を検討する。
あわせて、小学校区、旧町区等の地域別の取組の方向性についても検討を行う。

(8) 再編モデルの検討

現状分析の内容を踏まえ、今後、特に重点的に取り組まなければならない公共施設の
最適化を推進するためのモデル事業を抽出し、整備プランやスケジュール等の検討を行
う。

(9) 維持管理・更新等に係る経費の見込み

更新周期、整備水準等の検討を行い、修繕・改修・建替え等に係るコストシミュレ
ーションを行う。

(10) 予算計画の検討および公共施設の再編計画策定に向けた今後の取り組みの検討

令和9年度から令和18年度までの10年間における予算計画（充当可能な財源見込み等）の検討を行い、その間に実施する公共施設の廃止・統廃合を含む再編案の検討および再編計画策定に向けた今後の作業内容について明確化する。

(11) 計画のとりまとめ

ここまでの検討を踏まえ、総合管理計画改訂版を取りまとめるとともに、今後の進め方等について提案する。あわせて、概要版も作成する。

(12) 会議等の運営支援

庁内会議等（4回程度）の運営支援として、会議内容検討、資料作成、議事録作成等を行う。

計画（案）に対するパブリックコメントを実施するための必要な資料作成及び意見とりまとめ等の対応を支援する。

(13) 継続的な運用方針の策定

計画の着実な推進に向け、実効的なPDCAの仕組み等について検討を行う。一元化した情報を基に情報更新・活用の仕組みを検討する。

(14) 打合せ協議

打合せ場所は加美町役場とし、令和8年度業務期間における初回、中間、業務完了時の3回を原則とするが、業務遂行上必要に応じて実施する。

なお、打合せは対面打合せのほか、電話、メール、オンラインも可能とする。

6 成果品

本業務における納入成果品は、令和7年度業務終了時の中間成果品と令和8年度業務終了時の最終成果品に区分し、次のとおりとする。

〔 中間成果品 〕

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務 中間報告書 | 3 部 |
| (2) 加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務 各種調査・分析資料 | 3 部 |
| (3) 本業務成果の電子データ（CD等） | 1 部 |

〔 最終成果品 〕

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 加美町公共施設等総合管理計画改訂版（簡易製本） | 3 部 |
| (2) 加美町公共施設等総合管理計画改訂版概要版（簡易製本） | 3 部 |
| (3) 加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務 各種調査・分析資料 | 3 部 |
| (4) 本業務成果の電子データ（CD等） | 1 部 |

7 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による了承を得た場合はこの限りではない。

8 成果の利用及び著作権

- (1) 受託者は、本町に対し、本業務の成果に関する全ての著作権を譲渡するものとする。
ただし、本業務内容により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 本町は、本業務の成果の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

10 その他

- (1) 契約後、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。